



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

2018 FEBRUARY / 202号

## ★ Brexitの日時決定（2019年3月30日, 00:00）★

EUIPO（欧州連合知的財産連合）はBrexit（英国のEU離脱）に関して、その発効日時が2019年3月30日, 00:00であると発表しました。ただし、今後の交渉次第で、まだ日時の変更や延期の余地はあります。この離脱日以降、英国は欧州連合（EU）の加盟国でなくなりますので、保護が及ばなくなります。これに伴い、欧州で知財を保有している人や保有しようとしている人たちに大きな影響が出てきます。

### 1. 特許

EU加盟国であることと欧州特許締約国であることは、根拠となる条約が異なりますので、直接的な関係はありません。英国はEU離脱後も欧州特許締約国であり続けます。したがって、欧州特許出願で英国を指定することも、英国特許事務所に欧州特許出願の代理を依頼することも問題ありません。

### 2. 商標

EUTM（共同体商標）の商標権は、離脱日以降、英国以外の27か国では有効ですが、英国において効力を失います。

現在出願中のEUTM出願は、離脱日以降、英国以外の27か国では有効ですが、英国において効力を失います。

現在出願中のマドプロ出願におけるEUTM指定については、離脱日以降、英国以外の27か国では有効ですが、英国において効力を失います。

現在出願中のマドプロ出願における英国指定については、離脱日以降、英国において効力を失います。

### 3. 意匠

共同体意匠権は、離脱日以降、英国以外の27か国では有効ですが、英国において効力を失います。

現在出願中の共同体意匠出願は、離脱日以降、英国以外の27か国では有効ですが、英国において効力を失います。

現在出願中のハーグ国際意匠出願における英国指定については、離脱日以降、英国において効力を失います。

### 4. 登録済みの権利（EUTM商標権、共同体意匠権）及び出願により生じた権利（EUTM出願、マドプロにおける英国指定、共同体意匠出願、ハーグ国際意匠出願における英国指定）の英国における取扱い

英国国内において、これらの既得権がどのような形で保護されるのかは今後同国で行われる立法によりますので未定ですが、登録済みのものは今までと同程度に保護され、出願中のものの出願日は確保されることだけは保障されています。詳細は次のサイトをご参照ください。

[https://ec.europa.eu/commission/publications/position-paper-intellectual-property-rights-including-geographical-indications\\_en](https://ec.europa.eu/commission/publications/position-paper-intellectual-property-rights-including-geographical-indications_en)

### 5. 英国についての対策

今後、EUTM出願やマドプロ出願において英国を指定しようとする人は、英国商標出願をすることをお勧めします。また、共同体意匠出願やハーグ国際意匠出願において、英国を指定しようとする人についても同様に英国意匠出願をすることをお勧めします。離脱日までこれらの出願しておけば出願日が確保されるのは間違いありませんが、英国国内への出願変更の際に余分な出費（主として代理人費用）を招きそうです。